

「介護サービス情報の公表」制度
調査票（運営情報）記入マニュアル
2024 年度版

居宅介護支援（予防を含む）

Ver.03

指定情報公表センター

介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法に基づく都道府県・政令指定都市の自治事務であり、公表事務、事業所訪問調査等は都道府県・政令指定都市単位で実施されます。したがって、項目に対する解釈や、訪問調査の実施方法等、厚生労働省の指針を基本としながらも、当制度の趣旨の範囲内で他都道府県・政令指定都市と若干違いが生じる場合があります。このマニュアルの記載内容は、**今年度の調査票記入要領**であることをご留意の上、ご活用願います。

マニュアルの見方

確認のための材料	判断基準、資料例
9 認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。 (その他)	<ul style="list-style-type: none">ここでいう「認知症の利用者への対応」とは、認知症の方への日常的な配慮や接し方であり、「認知症ケア」とは認知症の多様な症状に対応する介護の方法をいいます。この項目では、「認知症の利用者への対応」及び「認知症ケア」に関するマニュアルの両方を確認します。 <p>《資料例：認知症ケアマニュアル等》</p> <p>留意事項1</p>

その他欄…は使用しません。
使用するとシステムがその他欄を項目数と判断し、結果的に情報公表の際、レーダチャートが低く表示される可能性が高くなります。ご注意ください。

留意事項…が表示されている項目は、項目中使用される文言の定義や解説が記載されていますので、必ず巻頭の留意事項をお読みの上、調査票を記入してください。

対象サービスの資料の有無について記入します。
介護予防支援の調査票は含みません（介護予防支援は公表制度の対象外）。

訪問調査におけるご注意（訪問調査のある事業所様へ）

- 調査が省略される項目はありません（マニュアルや規定類が昨年度調査で「あり」と報告を受けている場合でも、資料を確認します）。

留意事項

【留意事項 1】マニュアルについて

事業所が独自に作成したものに限らず、市販の書籍、外部研修資料等も対象とします。

【留意事項 2】研修について

研修は事業所の内部研修だけではなく、外部研修への参加も対象とします。

【留意事項 3】新任について

新任とは、職歴にかかわらず法人及び事業所に新規採用された方を指します。運営する法人内の人事異動は新任に含めませんが、職種の変更を伴う場合は「新任」として扱っても差し支えありません。

【留意事項 4】掲示について

「掲示」とは施設内の壁面に貼られているもののみをさすのではなく、ファイリング等の形状であっても、利用者等及びその家族が自由に見ることができる状態であれば、「掲示」にあたるものとします。引き出しの中に保管されているなど、職員に申し出なければ見ることが出来ない状態は「掲示」にはあたりません。

【留意事項 5】一定期間ごとの実施の確認について

「一定期間ごとに行われている記録があるか」を確認する項目では、1人の利用者等の1回分の記録のみでは、「一定期間ごとの実施」を確認できないため、1人の利用者等の1年間の記録を確認します。そのため、6か月に1回以上であれば1年間に2回以上、3か月に1回以上であれば4回以上、1か月に1回以上であれば1・2回以上の記録を確認することになります。

また、サービスを提供した期間が1年未満の事業所については、提供した期間内の実施を確認できればよいものとします。

同様に、「毎日実施されているか」を確認する項目では、1人の入所者等の1日分の記録のみでは、「毎日の実施」を確認できないため、1人の入所者等の連続する3日分の記録を確認します。

【留意事項 6】プライバシーの保護について

プライバシーの保護の取組に関するマニュアルや研修は、事業所又は法人の個人情報保護方針、プライバシーポリシー等を用いることでもよいものとします。プライバシーマーク等を取得している事業所においては、そのマークをもってマニュアルや研修の実施記録とすることはできません。

【留意事項 7】個人情報保護方針について

個人情報の保護に関する方針は、「個人情報の保護に努めます」「個人情報保護方針を遵守します」等の一文のみで、具体的な内容の記載がない場合には方針を公表していることとはなりません。

また、ホームページ等に掲載された個人情報保護方針で「以下に記載する個人情報保護方針は、本サイトを利用するに際し、」等の但し書きがあり、インターネットで利用される個人情報のみに限定されている場合はここでいう個人情報保護方針とはなりません。同様にプライバシーマーク等を取得している事業所においても、そのマークをもって個人情報保護方針とはなりません。

個人情報の保護に関する方針に含まれる具体的な項目として「個人情報保護方針に関する考え方や方針に関する宣言」「個人情報の取り扱いに関する規則」等があげられます。

【留意事項 8】口腔機能向上について

加算の有無を問わない項目です。利用者のアセスメントにより、個別で行うブラッシング、義歯の手入れ、嚥下体操等を行っている場合は「確認のための材料」となります。

【留意事項 9】栄養マネジメントについて

加算の算定の有無を問わない項目です。利用者のアセスメントにより、栄養管理の内容が記載されている場合は「確認のための材料」となります。

【留意事項 10】事業計画について

調査年度に関する経営、運営方針等が記載された当該事業所の事業計画又は年次計画を確認します。事業計画とは、事業の内容と実施予定期限等を記載したものであり、事業所の行事予定ではありません。重点目標や具体的な数値等の記載がなくてもよいものとし、内容の判断は行いません。

【留意事項 11】感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリハット事例等の検討について

他事業所の事例や書籍、新聞記事等に掲載されている事例についての検討等でも「確認のための材料」となります。

ノロウィルスの事例検討は、食中毒及び感染症の事例検討に該当しますが、研修やマニュアルには該当しません。

運営情報調査票：居宅介護支援

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
1 介護サービスの内容に関する事項	1 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	1 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	1 利用申込者又はその家族に対して、介護保険制度の仕組みについて説明する仕組みがある。 2 利用申込者又はその家族に対して、「介護サービス情報の公表」制度について説明する仕組みがある。 3 利用申込者のサービスの選択に資する重要な事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。 4 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。	1 介護保険制度について記載されている説明用の資料を備え付けている。 (その他)	・利用申込者又はその家族に対して介護保険制度を説明する際に使用する資料を備え付けていることを確認します。 ・利用申込者への配布用でなくてもよいこととします。 《資料例：パンフレット等》
		[] 事例なし		2 「介護サービス情報の公表」制度について記載されている説明用の資料を備え付けている。 (その他)	・利用申込者又はその家族に対して「介護サービス情報の公表」制度について説明する際に使用している資料等があることを確認します。 ・利用申込者への配布用でなくてもよいこととします。 ・神奈川県指定情報公表センターのホームページ掲載のパンフレットをプリントアウトしたものでもよいこととします。 《資料例：パンフレット等》
		2 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	5 利用者のアセスメント(解決すべき課題の把握)の方法を定めている。 6 アセスメント(解決すべき課題の把握)は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っている。	3 重要な事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名等がある。 4 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。 (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が対象期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。 対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ・重要な事項を記した文書を説明した際には、利用申込者又はその家族に内容を説明し、内容に同意したこと及び交付したこと確認します。 《資料例：重要な事項説明書等》 ◆ 「[] 事例なし」 対象期間中に事例がない場合は、「事例なし」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。 【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。 対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ・「利用者に代わって」とありますが、「利用申込者に代わって」と読み替えます。 ①又は②を確認します。 ①家族、代理人、成年後見人等が、利用申込者に代わって取り交わした契約書がある。 ②利用申込者の他に立会人が立ち会ったことが確認できる。 《資料例：契約書等》
				5 課題分析標準項目に沿ったアセスメント(解決すべき課題の把握)シートがある。 (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。 対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ・利用者とのアセスメントにおいて、事業所として共通して使用するアセスメントシート等の様式が整備してあることを確認します。 《資料例：アセスメントシート等》
				6 アセスメント(解決すべき課題の把握)シートに、利用者の居宅において、利用者及びその家族と面接した記録がある。 (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が対象確認期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。 対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ・アセスメントシート等に利用者の居宅において、利用者及びその家族と面接した記録があることを確認します。 《資料例：アセスメントシート等》

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			7 利用者及びその家族の希望を把握する仕組みがある。	7 アセスメント(解決すべき課題の把握)シートから、利用者及びその家族が行いたいこと、好きなこと等の希望を抽出し、記載できる様式がある。 (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ①及び②をともに確認します。 ①アセスメントシート等に利用者及びその家族が行いたいこと、好きなこと等の希望が記載されている。 ②利用者及びその家族の希望を記載できる様式がある。 ・「様式がある」とは「(希望を記載するための)記載欄がある」ことも含みます。 ・サービスの提供開始時における利用者及びその家族の希望を把握する仕組みを確認する項目のため、居宅サービス計画書や経過記録等に記載がされている場合は「なし」とします。 《資料例：アセスメントシート等》
		3 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	8 利用者又はその家族に対して、地域の介護保険サービス事業者に関する説明又は情報提供に使用する資料が2種類以上備え付けてある。	(その他)	・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・利用者又はその家族に対して、地域の介護保険サービス事業者に関する情報を提供する場合に使用する資料が、2種類以上備え付けてあることを確認します。 ・インターネット等などで電子資料がすぐ表示される状態の準備でも1種類とします。 ・事業所が独自に作成したものに限らず、自治体作成のパンフレット等も対象とします。 《資料例：介護保険事業者一覧等》
		9 介護保険給付サービス以外のサービスも活用している。	9 居宅サービス計画書第2表に、介護保険給付サービス以外のサービスを位置づけている。	(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ・居宅サービス計画書第2表に、介護保険給付サービス以外のサービスを位置づけていることを確認します。 ・家族によるサービスは、介護保険給付サービス以外のサービスに該当しません。 《資料例：居宅サービス計画書第2表（居宅サービス計画書(2)）》
		10 居宅サービス計画書について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。	10 居宅サービス計画書第1表、第2表、第3表、第6表及び第7表が作成されているとともに、居宅サービス計画についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。	(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ①及び②をともに確認します。 ①居宅サービス計画書第1表、第2表、第3表、第6表及び第7表が作成されている。 ②居宅サービス計画についての同意を得るための同意欄で、利用者又はその家族の同意が確認できる。 《資料例：居宅サービス計画書第1表（居宅サービス計画書(1)）、同第2表（居宅サービス計画書(2)）同第3表（週間サービス計画表）、同第6表（サービス利用票（兼居宅サービス計画））、同第7表（サービス利用票別表）、居宅サービス計画に関する同意書》
		11 作成した居宅サービス計画書をサービス担当者に交付している。	11 居宅サービス計画書についての交付記録、送付案内の控え、郵送記録等サービス担当者に交付したことが確認できる文書がある。	(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。 ・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。 ※サービス担当者とは、居宅サービス計画書に位置づけたサービス提供事業所の担当者を示します。 ・居宅サービス計画を作成した際に、当該計画書を全てのサービス提供事業所あてに交付していることを確認します。 ・交付日、交付先のサービス提供事業者名及び交付した居宅サービス計画書の全てを確認した場合に「あり」とします。 ・FAXにて交付した場合も、記録等から交付日、交付先のサービス提供事業所名及び交付した居宅サービス計画書の全てを確認します。 《資料例：交付記録、送付案内控え、郵送記録、居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）等》

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
	2 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	4 認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	12 従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	12 従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修の実施記録がある。 (その他)	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <p>※「確認のための材料」に「従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修」とありますが、ここでは「認知症」または「認知症ケア」のいずれかの研修実施が確認できれば良いこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ここでいう「認知症」とは、認知症に関する知識や理解を指し、「認知症ケア」とは認知症の方への介護の方法をいいます。 • 研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。 <p>留意事項 2</p>
		13 認知症の利用者への対応及び認知症ケアの質を確保するための仕組みがある。		13 認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。 (その他)	<p>※「確認のための材料」に「認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等」とありますですがここでは「認知症の利用者への対応」または「認知症ケア」のいずれかに関するマニュアル等でよいこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ここでいう「認知症の利用者への対応」とは認知症の方への日常的な配慮や接し方であり、「認知症ケア」とは認知症の多様な症状に対応する介護の方法をいいます。 <p>《資料例：認知症ケアマニュアル等》</p> <p>留意事項 1</p>
	5 利用者のプライバシーの保護のための取組の状況	14 従業者に対して、利用者のプライバシーの保護の取組に関する周知を図っている。		14 利用者のプライバシーの保護の取組に関するマニュアル等がある。 15 利用者のプライバシーの保護の取組に関する研修の実施記録がある。 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者のプライバシー保護の取組に関するマニュアル等を確認します。 • 利用者のプライバシー保護の取組に関する具体的な内容としては、個人情報についての法令、規範の遵守、個人情報の提供・利用・収集、利用者の差別心への配慮等が考えられますが、事業者がプライバシー保護の取組について示すものがあるのであればそれでも特に問題ないものと考えられます。 <p>《資料例：業務マニュアル、サービス提供手順書、個人情報保護方針等》</p> <p>留意事項 1、6</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者のプライバシー保護の取組に関する具体的な内容としては、個人情報についての法令、規範の遵守、個人情報の提供・利用・収集、利用者の差別心への配慮等が考えられますが、事業者がプライバシー保護の取組について示すものがあるのであればそれでも特に問題ないものと考えられます。 • 研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。 <p>留意事項 2、6</p>
	6 要介護認定等の申請に係る援助の取組の状況	15 利用者又はその家族からの依頼に基づき、要介護認定の申請(更新を含む。)代行を行っている。		16 利用者又はその家族から、申請代行の依頼を受けたことが確認できる文書がある。 (その他)	<p>◆ 「<input type="checkbox"/>」依頼の事例なし</p> <p>対象期間中に事例がない場合は、「事例なし」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者又はその家族から、申請代行の依頼を受けたことが確認できる文書で、依頼日、依頼者及び利用者の同意を得ていることを確認します。 • 介護保険 要介護認定更新申請書に事業所名が記載されているだけでは確認のための材料とはなりません。 <p>認定申請書の様式に申請代行を依頼したことがわかる表記があり、利用者等の同意が確認できるケース等、申請代行の依頼を受けたことが明確な場合に「あり」とします。</p> <p>《資料例：申請代行依頼書、居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）等》</p>
	7 入退院又は入退所に当たっての支援のための取組の状況	16 利用者が、介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、介護保険施設との連携を図っている。		17 居宅サービス計画書第5表居宅介護支援経過に、介護保険施設との連絡の記録がある。 (その他)	<p>◆ 「<input type="checkbox"/>」入院、入所希望の事例なし</p> <p>対象期間中に事例がない場合は、「事例なし」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 居宅サービス計画書第5表 居宅介護支援経過に、介護保険施設への入院又は入所を希望した場合に、その連絡の実績があることを確認します。 • 短期入所は含みません。 <p>《資料例：居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）》</p>

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例	
			<p>17 病院、介護保険施設等から退院又は退所する要介護者等から依頼を受けた場合には、退院又は退所に至る前から、当該病院、介護保険施設等との連携を図っている。</p> <p>[] 依頼の事例なし。</p>	<p>18 退院又は退所が予定される利用者のカンファレンスへの出席若しくは病院、介護保険施設等を訪問して情報収集を行ったことが確認できる記録がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>◆ [] 依頼の事例なし 対象期間中に事例がない場合は、「事例なし」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①または②を確認します。 ①退院又は退所が予定される利用者に関するカンファレンスに出席した日付、利用者名及びその内容の記載がある。 ②病院、介護保険施設等を訪問して情報収集を行った日付、利用者名及び内容の記載がある。 ・短期入所は含みません。 《資料例：居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）等》</p>	
			<p>8 公正・中立な当該サービスのための取組の状況</p>	<p>18 居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択については、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行なうことを明文化している。</p>	<p>19 契約書又は重要事項説明書に、サービス事業者の選定又は推薦に当たり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行なうことを明文化している。</p> <p>(その他)</p>	<p>・介護支援専門員が利用者に対してサービス事業者の選択の支援を行う際、所属する法人が運営するサービス事業者などに誘導することがないよう公正中立に実施している、という趣旨の内容が、契約書又は重要事項説明書に記載されていることを確認します。 《資料例：契約書、重要事項説明書等》</p>
			<p>9 身体的拘束等の廃止のための取組の状況</p>	<p>19 身体的拘束等の廃止のための取組を行っている。</p>	<p>20 身体的拘束等の廃止のための取組に関する事業所の理念、方針等が記載された文書がある。</p> <p>21 身体的拘束等の廃止のための取組に関するマニュアル等がある。</p> <p>22 身体的拘束等の廃止のための取組に関する研修を、従事者だけでなく、管理者も受講している記録がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>・身体的拘束等の廃止のための取組に関する施設の理念、方針等が記載された文書を確認します。 ・事業所内に、「身体拘束廃止委員会」を設置している場合は、委員会設置要綱等を確認します。 ・「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアにかかわるすべての人に」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）を方針等としている場合も、「あり」として差し支えないことします。 ・身体的拘束等の廃止のための取組に関するマニュアル等を確認します。 ・事業所内に「身体拘束廃止委員会」を設置している場合は、委員会設置要綱等に記載があればよいこととします。 《資料例：「身体拘束ゼロへの手引き」、身体拘束廃止に関するマニュアル等》</p> <p>留意事項 1</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・従業者及び管理者が出席している「身体拘束廃止委員会」の会議録でも差し支えないこととします。 ・従業者及び管理者が身体的拘束等の廃止のための取組に関する研修を受講した記録の有無を確認します。</p> <p>留意事項 2</p>
			<p>20 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。</p> <p>[] 身体的拘束等は行わない。 [] 身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし。</p>	<p>23 身体的拘束等を行う場合の同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>いかなる場合も身体的拘束等を行っていない場合は、「身体的拘束等は行わない」にチェックを入れる。 報告対象期間内に、事例がなかった場合は、「身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし」にチェックを入れる。どちらかにチェックした場合この「身体的拘束等を行う場合の同意」の有無は問いません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・契約時等に、予め包括的に得ておく身体的拘束等についての同意は、確認のための材料に該当しません。 《資料例：同意書、実施記録等》</p>	
			<p>21 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その実施経過及び理由を記録している。</p> <p>[] 身体的拘束等は行わない。 [] 身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし。</p>	<p>24 身体的拘束等の実施経過及び理由の記録がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>いかなる場合も身体的拘束等を行っていない場合は、「身体的拘束等は行わない」にチェックを入れる。 報告対象期間内に、事例がなかった場合は、「身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし」にチェックを入れる。どちらかにチェックした場合、この「実施経過及び理由」の項目の有無は問いません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・やむを得ず身体的拘束等を行った場合に、その実施経過及び理由を記録していることを確認します。 《資料例：実施記録等》</p>	

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
	10 高齢者虐待防止のための取組の状況	22 高齢者虐待防止のための取組を行っている。	25 市町村の高齢者虐待相談・通報窓口や虐待発生時の対応方法等が記載された高齢者虐待防止マニュアル等がある。	・市町村の高齢者虐待相談・通報窓口や虐待発生時の対応方法等が記載された、高齢者虐待防止に関するマニュアル等を確認します。	
			26 高齢者虐待防止検討委員会の構成員として、虐待防止の専門家等を活用していることが確認できる文書がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・高齢者虐待防止検討委員会の委員構成員として、虐待防止の専門家等の活用をしていることがわかる委員名簿などの文書を確認します。	
			27 高齢者虐待防止研修を、従事者だけでなく、管理者も受講している記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・従業者及び管理者が高齢者虐待防止に関する研修を受講した記録の有無を確認します。	
			28 高齢者虐待防止研修を企画し実施する職員を養成するための取組を行っている記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・施設・事業所内あるいは、都道府県が実施する研修 (例:高齢者権利擁護等推進事業「権利擁護推進員養成研修(介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修)」等にて実施している事業等)に担当者等が参加する等して、虐待防止研修を実施する講師を養成するための取組を行った記録を確認します。	
			(その他)		
3 相談、苦情等の対応のために講じている措置	11 相談、苦情等の対応のための取組の状況	23 ケアマネジメント及び居宅サービス計画書に位置付けたサービスに対する利用者又はその家族からの相談、苦情等に対応する仕組みがある。	29 重要事項を記した文書等利用者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記されている。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・サービス提供中の利用者の重要事項説明書等により確認します。 ・重要事項説明書等に相談、苦情等対応窓口の電話番号及び担当者の氏名が記載されていることを確認します。 ・事業所の運営法人に設置されている対応窓口及び担当者でもよいこととします。 ・担当者の明記とは氏名ではなく、役職名の記載でもよいこととします。 《資料例：重要事項説明書、契約書等》	
			30 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。	・相談、苦情等対応に関するマニュアル等を確認します。 《資料例：業務マニュアル、相談・苦情等対応マニュアル等》	
			(その他)		
		24 相談、苦情等対応の経過を記録している。	31 相談、苦情等対応に関する記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・相談、苦情とは、当該サービスにかかわる計画に基づく個別の相談を担当者を行い、それに対応することは該当しません。 ・相談・苦情等対応記録等に受付日、相談・苦情等の内容・対応結果及び担当者名が記載されていることを確認します。 ・相談又は苦情に関する記録のどちらかが確認できればよいこととします。 ・対象期間中に、相談・苦情がない場合は、「なし」となります。 《資料例：相談・苦情等対応記録、個別ファイル、業務日誌等》	
			(その他)		
		25 相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	32 利用者又はその家族に対する説明の記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・相談、苦情とは、当該サービスにかかわる計画に基づく個別の相談を担当者を行い、それに対応することは該当しません。 ・相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明した記録に、日付、説明した内容及び担当者名が記載されていることを確認します。 ・説明した内容の記録があれば、「相談、苦情等対応に関する記録」と同一の記録でもよいこととします。 ・対象期間中に、相談・苦情がない場合は、「なし」となります。 《資料例：相談・苦情等対応記録、個別ファイル、業務日誌等》	
			(その他)		
4 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	12 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況	26 介護支援専門員は、少なくとも1か月に1回以上利用者の居宅を訪問又はテレビ電話装置等を活用し、利用者と面接している。	33 居宅サービス計画書第5表居宅介護支援経過又は訪問記録に、1か月に1回以上利用者の居宅を訪問又はテレビ電話装置等を活用し、面接した記録がある。	居宅サービス計画の作成後、その計画の実施状況を把握するため、少なくとも1か月に1回以上利用者の居宅を訪問又はテレビ電話装置等を活用し、利用者と面接していることの有無を問う項目です。 そのことが確認できるものとして、居宅サービス計画書第5表や訪問記録等に、1か月に1回以上利用者の居宅を訪問又はテレビ電話装置等を活用し、面接した記録があることの有無を確認します。 《居宅サービス計画書第5表》	
			(その他)		

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
		13 介護サービスに係る計画等の見直し及び利用者等の同意の取得の状況	27 見直した居宅サービス計画書について、利用者又はその家族へ説明し、同意を得ている。	34 居宅サービス計画書第1表、第2表、第3表、第6表及び第7表が作成されているとともに、居宅サービス計画の同意を得たための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・居宅サービス計画を見直した利用者について、見直し前後の居宅サービス計画書第1表、第2表、第3表、第6表及び第7表と、居宅サービス計画で、利用者又はその家族の同意を得ていることを確認します。 《資料例：居宅サービス計画書第1表（居宅サービス計画書(1)）、同第2表（居宅サービス計画書(2)）、同第3表（週間サービス計画表）、同第6表（サービス利用票（兼居宅サービス計画））、同第7表（サービス利用票別表）、居宅サービス計画に関する同意書》
	5 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	14 他の介護サービス事業者等との連携の状況	28 各サービス事業者が作成する個別のサービス計画を把握している。	35 各サービス事業者の個別サービス計画がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・利用者の居宅サービス計画に記載されている、各サービスごとの個別サービス計画の写しを入手していることについて確認します。 ・1人の利用者に複数の介護サービスが位置づけられている場合は、全てのサービス事業者の個別サービス計画を入手し把握していることを確認します。ただし、一部のサービス事業者からは依頼したにもかかわらず個別サービス計画を提供してもらえない場合は、全ての事業者が分かれているなくても「あり」として差し支えないこととします。 《資料例：個別サービス計画書》
		29 1か月に1回以上、居宅サービスの実施状況について把握している。	36 サービス担当者に対する照会（依頼）内容等に、月1回以上、サービス提供事業者から居宅サービスの実施状況を確認した記録がある。	36 サービス担当者に対する照会（依頼）内容等に、月1回以上、サービス提供事業者から居宅サービスの実施状況を確認した記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・月1回以上の実施を12回分以上確認するものです。 ・サービスを提供した期間が1年未満の事業所については、提供した期間内で1か月に1回以上の実施を確認できればよいこととします。 ・サービス担当者に対する照会（依頼）内容等により、1か月1回以上サービス提供事業者との連絡を行っていることを確認します。 ・1人の利用者に複数の介護サービスが位置づけられている場合は、利用している全てのサービス事業者との連絡の記録を確認します。 ・支援経過記録等にサービス提供事業者との電話等による連絡の記録が記載されている場合も「あり」とします。 《資料例：サービス担当者に対する照会（依頼）内容、居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）等》
		30 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、介護予防支援事業者との連携を図っている。	37 介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した記録がある。	37 介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した記録がある。	◆ 「[]事例なし」 対象期間中に事例がない場合は、「事例なし」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。 【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・対象期間内に、要介護認定から要支援認定への変更該当者がいない場合は、対象期間以前1年間に該当する文書が確認できた場合は「あり」とします。 ・介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した日付及び内容を確認します。 ・地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている事業所は介護予防支援事業者ではありません。 ・「利用者に関する情報」とは、居宅サービス計画書等、対象者の要介護時の状況を示す記録等を指しますが、対象者が要介護から要支援になったことを連絡した記録でも可とします。 ・地域包括支援センターより委託され、引き続き対象者の介護予防支援計画書を作成する場合でも、「利用者に関する情報を提供した記録」を確認する項目であるため、地域包括支援センターに提出した介護予防支援計画書では確認対象とはなりません。 ・居宅介護支援と介護予防支援を同時にやっている事業所で、同一利用者の介護から要支援への業務移行が支援経過などの記録で確認ができる場合も「あり」とします。 《資料例：居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）等》
		[] 事例なし	(その他)	(その他)	
	15 サービス担当者会議（指定居宅介護支援等基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議を行う。）の開催等の状況	31 サービス担当者会議の開催又はサービス事業者との連携を図っている。	38 居宅サービス計画書第4表サービス担当者会議の要点又はサービス担当者に対する照会（依頼）内容の記載がある。	38 居宅サービス計画書第4表サービス担当者会議の要点又はサービス担当者に対する照会（依頼）内容の記載がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・居宅サービス計画書第4表「サービス担当者会議の要点」「サービス担当者に対する照会（依頼）」の内容が作成されていることを確認します。 《資料例：居宅サービス計画書第4表（サービス担当者会議の要点）、（サービス担当者に対する照会（依頼）内容）等》
		32 利用者及びその家族が出席できるサービス担当者会議を開催している。	39 居宅サービス計画書第4表サービス担当者会議の要点の会議出席者の欄に、利用者又はその家族の出席又は欠席理由の記録がある。	(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・居宅サービス計画書第4表「サービス担当者会議の要点」の会議出席者の欄に、利用者又はその家族の出席又は欠席理由の記載があることを確認します。 《資料例：居宅サービス計画書第4表（サービス担当者会議の要点）等》

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			33 サービス担当者会議等に関連して、主治医又はかかりつけ医との連携を図っている。	40 居宅サービス計画書第4表サービス担当者会議の要点の会議出席者の欄に、主治医又はかかりつけ医の出席の記録がある。又はサービス担当者に対する照会内容、第5表居宅介護支援経過等に、主治医又はかかりつけ医との連絡の記録がある。 (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①又は②を確認します。 ①居宅サービス計画書第4表「サービス担当者会議の要点」の会議出席者の欄に、主治医又はかかりつけ医の出席の記録がある。 ②サービス担当者に対する照会内容、第5表「居宅介護支援経過」等に、主治医又はかかりつけ医とサービス担当者会議を行うにあたっての連絡の記録がある。 《資料例：居宅サービス計画書第4表（サービス担当者会議の要点）、サービス担当者に対する照会（依頼）内容、居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）等》
2 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項	6 適切な事業運営の確保のために講じている措置	16 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	34 従業者が守るべき倫理を明文化している。	41 倫理規程がある。 (その他)	・倫理規程や職員心得等があることを確認します。 ・事業所単独のものではなく運営する法人のものでも「あり」とします。 《資料例：倫理規程、職員心得等》
			35 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	42 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修の実施記録がある。 (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・「倫理」に関する研修、「法令遵守」に関する研修、両方を確認します。 ・倫理に関する研修とは、介護サービスに従事する者としての心構えについての研修等が考えられます。事業所の職員心得や倫理規程等を用いた研修でも差し支えないこととします。 ・法令遵守に関する研修とは、介護保険法や高齢者虐待防止法、個人情報保護法など、遵守すべき法令等についての研修等が考えられます。 ・研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。 留意事項 2
		17 計画的な事業運営のための取組の状況	36 事業計画を毎年度作成している。	43 毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。 (その他)	【今年度が確認対象期間】 ・運営する法人全体の事業計画であっても、当該事業所の計画が明確にわかる場合「あり」とします。 ・今年度に関する経営、運営方針等が記載された当該事業所の事業計画又は年次計画を確認します。 《資料例：事業計画書、年次計画書等》 留意事項 10
		18 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	37 事業計画及び財務内容に関する資料を開覧可能な状態にしている。	44 事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。 (その他)	①又は②を確認します。 ①利用者及び利用者の家族及び一般の方の求めがあれば、事業計画及び財務内容を情報開示する規程等がある。 ②事業計画及び財務内容を閲覧可能な状態にしている。 ・財務内容に関する資料とは収支、予算、決算等いずれかの内容がわかるものです。 ・当該事業所単独の財務内容を示すことが難しい場合は、法人全体の財務内容を示すことで差し支えないこととします。 ・キャビネットに保管されている等、従業員に依頼しなければ閲覧できない場合は、事業所内に閲覧できる旨の案内があることが必要です。 ・ホームページやパンフレット等で公表している場合も閲覧可能な状態にあるとします。 《資料例：情報管理規程、事業計画書、決算報告書等》 留意事項 10
		19 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	38 事業所の改善課題について、現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	45 現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。 (その他)	◆ 「[]1人体制の単独事業所」 1人ケアマネの事業所は、「1人体制の単独事業所」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。 【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・ここでいう業務改善会議等とは、事業所運営について、現場の従業者と幹部従業者が、それぞれの視点から業務改善や事業所運営の向上等について検討を行った会議等であり、その記録に、日付、出席者及び議事内容の記載があることを確認します。 ・法人全体の会議の場合は①及び②を満たしている必要があります。 ①現場の従業者及び幹部従業者が出席している。 ②当該事業所にかかる業務改善が議題に含まれている。
			[] 1人体制の単独事業所		

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			39 事業所の組織体制、従業者の権限、業務分担等の明確化のための取組の状況	46 組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規程等がある。	<p>◆ [] 1人体制の単独事業所 1人ケアマネの事業所は、「1人体制の単独事業所」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。 ※「確認のための材料」に「組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規程等」とありますか。ここでは「組織体制、従業者の権限、業務分担」または「協力体制」のいずれかについての規定等があればよいことします。 ・役割分担の明確化のためには、組織の構成員の役割と権限が明文化されている必要があります。 ・従業者の権限とは、管理者や従業員に付与されている事案の決定権（決裁権）をいいます。 ・記載される具体的な資料は、事業所によって違いますが、「運営規程」や「職務権限規程」等に記載されているのが通例です。 ・協力体制とは、担当者が休んだ場合、誰が代行するか等の職種間の業務代行、業務補佐などをいいます。 ・組織体制図は、通常、組織全体の事業運営体制を示すものであって、当該資料をもって、管理者や従業員の役割及び権限を明確に記載した資料とはみなされません。 《資料例：職務権限規程、運営規程、役割分担表、組織規程等》</p>
			[] 1人体制の単独事業所	(その他)	
			20 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況	40 サービスに関する情報について、従業者が共有するための仕組みがある。	<p>◆ [] 1人体制の単独事業所 1人ケアマネの事業所は、「1人体制の単独事業所」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①または②を確認します。 ①サービスに関する情報を共有するための会議、研修、勉強会、回覧等の記録がある。 ②サービスに関する情報を共有するための回覧、申し送り等の記録に、日付及び内容の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスに関する情報とは、ケア技術、接遇、マナー、情報提供等を指します。 ・情報共有のための管理システムを使用している場合も、日付及び内容の記載が確認できた場合は「あり」とします。 <p>《資料例：会議録、研修会記録、申し送りノート等》</p>
			[] 1人体制の単独事業所	(その他)	
			21 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組状況	41 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数の上限を、事業所独自に定めている。	<p>◆ [] 1人体制の単独事業所 1人ケアマネの事業所は、「1人体制の単独事業所」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①または②を確認します。 ①サービスに関する情報を共有するための会議、研修又は勉強会等の記録に、日付、出席者及び内容の記載がある。 ②サービスに関する情報を共有するための回覧、申し送り等の記録に、日付及び内容の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスに関する情報とは、ケア技術、接遇、マナー、情報提供等を指します。 ・情報共有のための管理システムを使用している場合も、日付及び内容の記載が確認できた場合は「あり」とします。 <p>《資料例：会議録、研修会記録、申し送りノート等》</p>
			[] 1人体制の単独事業所	(その他)	
			22 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	42 当該サービスの実施に当たっては、必要に応じて、他の介護支援専門員が相談に応じている。	<p>◆ [] 1人体制の単独事業所 1人ケアマネの事業所は、「1人体制の単独事業所」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・支援困難事例等については、地域包括センターの主任介護支援専門員や保健師等に相談する場合もあることから、事業所外でも差し支えありません。 ・相談に対応できる者であれば、主任介護支援専門員の資格はなくてもリーダー的立場の人であれば差し支えありません。 ・事業所の介護支援専門員が、主任介護支援専門員等に相談した日付及び内容の記載があることを確認します。</p> <p>《資料例：居宅サービス計画書第5表（居宅介護支援経過）等》</p>
			[] 1人体制の単独事業所	(その他)	
			23 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	43 サービス提供における利用者の緊急時の対応を定めている。	<p>◆ [] 1人体制の単独事業所 1人ケアマネの事業所は、「1人体制の単独事業所」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①及び②を確認します。 ①利用者の緊急連絡先の記載がある文書 ②緊急時の対応、連絡体制の記載があるマニュアル等</p> <p>《資料例：緊急連絡先一覧、緊急時対応マニュアル等》</p> <p>留意事項 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時とは、利用者の病状の急変、障害、生命の危険、利用者等の財産等に損傷が生じる場合などを指します。 ・対応する場所は、訪問先、事業所内など限定しません。 ・災害の種類は、地震、火災など限定しません。 <p>《資料例：非常災害時対応マニュアル等》</p> <p>留意事項 1</p>
			[] 1人体制の単独事業所	(その他)	
			24 非常災害時に対応するための取組みがある。	51 非常災害時の対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等がある。	
			[] 1人体制の単独事業所	(その他)	

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			<p>45 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するための仕組みがある。</p>	<p>52 感染症に係る業務継続計画(BCP)を策定し、体制の整備、個人防護具、消毒液等の備蓄等の計画に従った必要な措置を講じとともに、従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する周知の実施記録がある。</p> <p>53 災害に係る業務継続計画(BCP)を策定し、体制の整備、水、食料、燃料の備蓄等の計画に従った必要な措置を講じとともに、従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する周知の実施記録がある。</p> <p>54 従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する研修の実施記録がある。</p> <p>55 業務継続計画(BCP)に基づく訓練の実施記録がある。</p> <p>56 業務継続計画(BCP)の見直しについて検討された記録がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①②③を全て確認します。 ①感染症に係る業務継続計画(BCP) (感染症の予防及びまん延の防止のための指針と一緒にしてあるものを含む) ②計画に従った必要な措置が確認出来る文書（推進体制の構成メンバー表や備蓄品リスト等） ③従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する周知の実施内容を記録した文書（周知資料等）</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①②③を全て確認します。 ①災害に係る業務継続計画(BCP) ②計画に従った必要な措置が確認出来る文書（推進体制の構成メンバー表や備蓄品リスト等） ③従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する周知の実施内容を記録した文書（周知資料等）</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 業務継続計画(BCP)に基づく訓練の実施内容を記録した文書（訓練記録等）の有無を確認します。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 業務継続計画(BCP)の見直しについて検討状況を記録した文書（検討した会議の記録等）の有無を確認します。</p> <p>• 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置している。</p> <p>57 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置している。</p> <p>58 介護ロボットやICTの活用に関する研修を修了した者が勤務している。</p> <p>59 介護ロボットやICTの活用に関する資格を取得した者が勤務している。</p> <p>(その他)</p>
			<p>46 介護現場における生産性向上の取組を継続的に実施するための体制がある。</p>	<p>60 利用者及びその家族の個人情報の利用目的を明記した文書について、事業所内に掲示するとともに、利用者又はその家族に対して配布するための文書がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>①及び②をともに確認します。 ①利用者及びその家族の個人情報の具体的な利用目的を明記した文書を事業所内に掲示している。 ②利用者又はその家族に対して配布するための文書が用意されている。 《資料例：個人情報保護方針、個人情報の利用目的についての方針等》</p> <p>留意事項 4</p> <p>• 個人情報の保護に関する方針を事業所内に掲示していることを確認します。 • 同様にプライバシーマーク等を取得している事業所においても、そのマークをもって個人情報保護方針とはなりません。 《資料例：個人情報保護方針等》</p> <p>留意事項 4、7</p> <p>• 個人情報保護方針、プライバシーポリシー、個人情報保護規程等をホームページ、パンフレット等で公開していることを確認します。 • 方針の一部を抜粋した掲載でもよいこととします。 《資料例：ホームページ、パンフレット等》</p> <p>留意事項 7</p>
9 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	24 個人情報の保護の確保のための取組の状況		<p>47 事業所の業務に照らして通常必要とされる利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表している。</p> <p>48 個人情報の保護に関する方針を公表している。</p>	<p>61 個人情報の保護に関する方針を事業所内に掲示している。</p> <p>62 個人情報の保護に関する方針について、ホームページ、パンフレット等への掲載がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>• 個人情報保護方針、プライバシーポリシー、個人情報保護規程等をホームページ、パンフレット等で公開していることを確認します。 • 方針の一部を抜粋した掲載でもよいこととします。 《資料例：ホームページ、パンフレット等》</p>

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
		25 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況	49 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する仕組みがある。	63 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明記した文書がある。 (その他)	・事業所の規定等において利用者本人からサービス提供記録の開示を求められた場合に、開示に応じることが明記されていることを確認します。 《資料例：情報管理規程、秘密保持規程、契約書等》
10 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	26 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	50 当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。	64 常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	65 常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。 (その他)	<p>項目64・65共通 ◆「[]新任者なし」 対象期間中に新任者がいない場合は、「新任者なし」にチェックを入れ、項目64・65の「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任従業者（常勤／非常勤）が、現任者と同等水準のサービスを早期に提供出来るようにすることを目的として、新任時に集中的な研修を実施する計画があるかを確認します。 ・新任研修とは、新任の従業者のみを対象として、居宅介護支援の特性を踏まえ、業務の円滑な遂行のために行われる研修を指します。 ・具体的に、「採用計画」や「研修計画」等に新任従業者を対象とした研修計画があることを確認します。 《資料例：新人研修計画等》 <p>留意事項 2、3</p>
		[] 新任者なし	51 当該サービスに従事する全ての現任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。	66 常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任の従業者を対象とした研修が実施された場合、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。 ・対象期間より前の日付で入社前研修が行われた場合、該当する新任の従業者の研修である旨が確認できた場合に「あり」とします。 ・実施された研修内容や時期が計画時から多少変更があっても差し支えないこととします。 <p>留意事項 2</p>
		27 利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	52 利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	67 常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。 (その他)	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現任の従業者を対象とした研修が実施された場合、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。 ・実施された研修内容や時期が計画時から多少変更があっても差し支えないこととします。 <p>留意事項 2</p>
		53 自ら提供する当該サービスの質について、定期的に事業所の自己評価を行っている。	68 経営改善のための会議において、利用者の意向、満足度等について検討された記録がある。	(その他)	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認事項に「経営改善プロセスに反映する仕組みがある」とありますが、経営改善のための会議において検討されていることをもって仕組みがあるとみなします。 ・法人が開催した全体会議であっても、法人として当該サービスに係る利用者等の意向・満足度等を検討した会議であることが確認できれば、確認のための材料となります。 ・アンケート、ヒアリング等で把握した利用者の意向・満足度等を基に、介護サービスの提供内容の改善等について検討した会議の記録に、会議の題目、日付、出席者及び検討された内容の記載があることを確認します。 ・ケアマネジャー1人で運営している場合は、アンケート、ヒアリング等で把握した利用者の意向・満足度等を基に、介護サービスの提供内容の改善などについて検討したことがあることを確認します。 《資料例：利用者意向検討会議、利用者満足度検討会議、職員会議等の会議録》
			69 自ら提供する当該サービスの質についての事業所の自己評価の実施記録がある。	(その他)	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう事業所の自己評価とは、厚生省令三十八号（指定基準）第12条に規定された「指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」を指すものであり、従業者が各々の業務について行った個人評価（自分自身による自分への評価、勤務評定、人事考課等）は、ここでいう自己評価に該当しません。 ・事業所が提供したサービス等に関する自己評価の実施記録に、日付及び事業所の運営、人事労務管理、サービスの利用手続きや内容、リスクマネジメント等、事業全般についての評価結果が記載されていることを確認します。 ・第三者評価等を受けた際に作成した自己評価に関する書類も、確認のための材料となります。 ・運営状況点検書、介護サービス情報公表制度における調査情報調査票は自己評価の実施記録とはなりません。 《資料例：事業所自己評価結果等》

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			54 事業所全体のサービスの質の確保について検討する仕組みがある。	(その他) 70 事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。	※利用者へのアンケートや満足度調査、事業所の自己評価等を活用しつつ、事業所全体のサービスの質の維持、確保について検討する仕組みがあるかを確認する項目です。 ・法人全体の会議の場合は、会議の議題に当該事業所全体のサービス内容を検討した内容、出席者が含まれていることが必要です。 ・事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録のどちらかを確認します。 ・会議録は会議の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。 ・ケアマネジャー1人で運営している場合は、事業所全体のサービス内容を検討した記載があることを確認します。 《資料例：サービス検討会議設置規程、会議録等》
		28 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	55 マニュアル等は、いつでも利用可能な状態にしている。	(その他) 71 マニュアル等について、従業者が自由に閲覧できる場所に設置している。	・「従業者」とありますが、一人ケアマネの場合も含むこととします。 ・マニュアル等が、従業者に配布されていることを確認することでもよいこととします。 ・マニュアル等が従業者であれば誰でも、自由に閲覧できる場所に設置していることを目視します。 《資料例：業務マニュアル、サービス提供手順書等》
			56 マニュアル等の見直しについて検討している。	(その他) 72 マニュアル等の見直しについて検討された記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・マニュアル等は、現場の実情や変化に応じて定期的かつ不断に見直しが必要となります。 ①又は②を確認します。 ①「マニュアル見直し会議」等の会議議事録等にマニュアル等の見直しが検討された旨及びその日付の記載があること ②「業務マニュアル」や「サービス提供手順書」等に、改訂日と改訂内容等が記載されていること ・法人全体で統一したマニュアル等を使用している場合には、法人全体としてマニュアル等の見直しを検討した記録を確認できた場合も「あり」とします。 《資料例：会議録、業務マニュアル、サービス提供手順書等》
11 経営情報の見える化のために講じている措置	29 財務諸表の公表状況	57 会計の種類	73 (事業所が使用している会計の種類を記入)	(その他)	会計の種類は次のように分類されます。非営利会計および企業会計、医療法人会計および病院会計。 ・非営利会計は、公益法人、学校法人、社会福祉法人等 ・企業会計は、営利企業（株式会社、有限会社、合同会社等） ・医療法人会計および病院会計は、病院、診療所等
		58 貢務三表の公表	74 事業活動計算書(損益計算書) 75 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) 76 貸借対照表(バランスシート)	(その他)	直近の決算資料をPDFまたはCSVでアップロードします。 資料の作成については法人または事業所の財務担当にご確認ください。
				(その他)	直近の決算資料をPDFまたはCSVでアップロードします。 資料の作成については法人または事業所の財務担当にご確認ください。
				(その他)	直近の決算資料をPDFまたはCSVでアップロードします。 資料の作成については法人または事業所の財務担当にご確認ください。